



警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第143号)

配信日 平成30年6月22日

災害便乗商法に関するトラブルに注意してください

平成30年6月18日に大阪府で発生した地震の被災者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、過去に地震などの自然災害が発生した際には、便乗した様々な詐欺商法が出現しました。

【事例1】

見知らぬ男性と女性が自宅へ訪問し、「先週の震災で被災された方への寄付をお願いします。」と言われた。

【事例2】

消防署を名乗る人物から電話があった。「災害の時、すぐに避難できるよう高齢者がいる世帯の把握をしている。現在の歳はいくつか、何人家族か」と矢継ぎ早に聞かれた。

【事例3】

自宅に電話があり、「大手事業者が近く老人ホームを建てる。地元の人の入居枠があるが、あなたが入所する気がないなら、災害被害者に譲りたい。後で確認の電話があるので“はい、わかりました”とだけ答えてほしい。」と言われた。

《消費者センターからのアドバイス》

このような事例のほか、事業者が突然「災害に備えて屋根の点検をさせてほしい」などと来訪してくることもあります。その場で契約や、お金の支払いを迫られても応じず、家族や消費者センターに相談してください。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)